

ひょうたん島川の駅連絡会規約

（名称）

第1条 この会は、「ひょうたん島川の駅連絡会」（以下、「連絡会」という。）と称する。

（目的）

第2条 連絡会は、「ひょうたん島川の駅ネットワーク構想」を実現するために、関係団体等のネットワーク構築を行い、連携、振興及び活性化に努めることを目的とする。

（活動内容）

第3条 連絡会は、目的を達成するため次の活動を行う。

- ・ 川および川の駅とその周辺の有効活用
- ・ 川の駅ネットワーク活動の場づくり
- ・ 川の駅ネットワーク活動の関係機関・団体との連携・協力の機能促進
- ・ 川の駅ネットワーク活動の効率的な情報発信・更新
- ・ その他連絡会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 連絡会は、前条の目的に賛同し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） ひょうたん島周辺で活動する団体
- （2） 水・川をテーマに活動する団体
- （3） 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

（任期）

第5条 会員の任期は2年とする。

- 2 任期途中で会員が退任した場合は、新たな会員を補充できるものとし、その会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 連絡会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、会員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は連絡会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会員の内から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、また会長が欠けたときは会務を代行する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第7条 会議は、会長が招集し、座長となり会務の運営にあたる。

- 2 会長は、会員の中から議事進行するコーディネータを指名することができる。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に会員以外の者の会議出席を求めることができる。

(解散)

第8条 この連絡会は、連絡会の決議により解散する。

- 2 前項第1号の事由によりこの連絡会が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、徳島市企画政策部中心市街地活性化推進室に置く。

(改正〔平成29年4月1日・令和3年4月1日・令和7年4月1日〕)

(補足)

第10条 この規約に定めなき事項は、連絡会において決定する。

附 則

この規約は、平成26年8月26日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日改正)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。